

第2次雲南市教育基本計画策定要綱

1. 第2次教育基本計画策定（教育基本計画改定）の趣旨

雲南市教育委員会では、町村合併前の「教育創造プロジェクトチーム」報告書（第1次・第2次）を踏まえ、平成16年11月の合併後直ちに新市の教育理念、基本施策等を示した「雲南市教育基本計画（以下『第1次計画』）」を策定した。

第1次計画では、「新市における教育効果の発揮及びその検証には一定の年数が必要であり、教育政策に関する基本計画についても、ひとつの世代を育てるといった長期の計画に基づき行われるべき」との観点から、平成17～21年度まで5ヶ年を計画の期間とした。

この間、基本目標である「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を具現化する様々な取組が、学校教育、社会教育、家庭教育の場において実践されてきた。また、その一方で、めまぐるしい社会の変化により、次代を担う子どもたちに求められる力や、子どもたちを取り巻く環境も多様化してきている。

こうした中であって、第1次計画の最終年度である平成21年度においては、「第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）」の策定（第1次計画の改定）作業を行うことにしているが、改定にあたっては、基本理念を継承しつつ、第1次計画の成果や課題を抽出・検証したうえで、今後の振興方策を示していくものである。

2. 第2次計画の性格

- (1) 学校教育はもとより、家庭や地域における教育、文化、スポーツの振興について、本市教育の進むべき方向やその実現に必要な施策を明らかにするものである。また、第2次計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置づけられるものである。
- (2) 雲南市総合計画との整合性を保ちながら、これを推進する役割を果たすものである。
- (3) 本市教育行政の方向と施策を広く市民に示すことによって、理解と協力、参画を求めるものである。また、国・県に対しては、支援を要請し、学校・関係団体に対しては、教育委員会と一体的となって施策の推進を期待するものである。

3. 第2次計画の目標年次

雲南市総合計画（平成19～26年度）の終了時期に併せ、平成22年度から平成26年度までの5ヶ年計画とする。

4. 第2次計画の策定の期間

平成21年7月1日から平成22年3月15日までの期間とする。

5. 第2次計画策定の推進体制

(1) 第2次雲南市教育基本計画策定委員会(以下「本委員会」要綱は別に定める)の設置

本委員会は、教育委員、市立小中学校長・幼稚園長、PTA代表、社会教育委員等社会教育関係者、市民代表、学識経験者、その他各種関係機関代表者から構成し、委員の互選により委員長を決定する。

本委員会には、委員全員で協議する全体会のほか、計画内容について具体的に協議する部会(幼児教育部会、義務教育部会、社会教育部会)、各部会間の調整等を行う代表者会を設ける。

全体会及び代表者会の事務局を教育総務課、幼児教育部会及び義務教育部会の事務局を学校教育課、社会教育部会の事務局を社会教育課が担当する。また、策定全般について、教育総務課が担当することとする。

(2) 関係者等からの意見聴取

第2次計画策定にあたっては、校長協議会、幼稚園長会、市PTA連合会等の意見をこの計画に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

必要に応じて市長事務部局の意見を聴くものとする。

最終計画案について、パブリックコメント制度を活用して市民に対して広く周知し、意見を聴取するものとする。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、第2次計画策定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行し、第2次計画の策定をもって廃止する。